

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

平成27年総務省告示第278号(その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件)の一部を改正する告示案

### 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

### 3 意見の提出方法

#### 1 下記(1)～(3)

意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

#### 2 下記(4)

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

#### (1)郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### (2)FAXを利用する場合

FAX番号: 03-5253-5863

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### (3)電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: kikaku\_tyousei\_atmark\_ml.soumu.go.jp

(注)迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「\_atmark\_」を「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 宛て

※コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力をよろしくお願ひします。やむを得ず添付ファイルにより提出される場合のファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルとして提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

#### (4) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3) の方法により提出してください。

### 4 意見提出期限

平成 29 年 7 月 24 日（月）午後 5 時（必着）

（なお、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けていたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

### 5 留意事項

意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（[e-Gov] の意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

別紙様式

意見書

平成 年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成29年6月23日付けで公告された「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。  
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
注3 別紙にはページ番号を記載すること。